

平成 23 年度

公立大学法人高崎経済大学年度計画



平成 23 年 9 月

公立大学法人の誕生の年である平成 23 年度の年度計画は、高崎経済大学の大きな目標である「知の交流拠点 - 地域に立脚し、世界に発信する -」の実現に向けた確かな基盤づくりを行うために、中期目標、中期計画に沿って1年目の実績を着実に積み上げていくことを目指すものである。

I 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 教育の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 入学者受入

- ・ホームページのリニューアル及び英語版の改訂を行う。
- ・ホームページの多言語化に向け、採用する言語の特定について検討する。
- ・入学者の属性情報のデータベース構築のための調査・研究を行う。
- ・受験生の意向を把握するためのアンケートを、各種説明会において実施する。【10回以上】
- ・入学試験は、特別入試のほか、一般入試として、前期日程、中期日程、後期日程を実施し、試験会場は全国8か所（前・中期日程）、7か所（後期日程）のサテライト会場を使用する。入学試験終了後、直ちに総合的な分析・検討を行う。
- ・広報担当職員養成のための年次研修計画を作成するとともに、外部機関が実施する研修に派遣する。
- ・オープンキャンパスを2回実施するとともに、実施方法の見直しをする。
- ・高校訪問、出前授業等の実施方法について、見直しをする。

(2) 学生の育成

- ・各学部、各研究科のカリキュラム・ポリシーを策定する。
- ・各学部において、初年次教育の充実策を検討する。
- ・図書館において学生の修学・研究支援のための「1dayセミナー」を実施する。【前・後期 各2回 計4回】
- ・本学が実施している地域貢献活動に関する計画及び実績情報の収集と情報の発信を行う。
- ・国際的に活躍できる人材育成のため、TOEIC対策講習会を実施する。【上級、中級、初級 各5日、15コマ】

(3) 教育の内容

- ・「就業力育成支援事業」の年次計画と整合性を図りながら、学部におけるキャリア教育のカリキュラム編成について、検討を開始する。
- ・交換留学生の派遣、受入れに関する問題点の把握と改善策の検討を開始する。
- ・中央财经大学（中国）との短期留学を促進し、長期留学制度について検討を開始する。
- ・シラバスを、ホームページ上で公開する。

(4) 教育の改善

- ・全学的なFD（ファカルティ・ディベロップメント）の年間計画を策定するとともに、学部、研究科においても独自のFDを実施する。【全学5回、学部、研究科各1回】
- ・専任教員の採用計画に基づき募集を行う。
- ・履修者の多い講義や少ない講義の取り扱いに関する他大学における事例等の調査研究を開始する。
- ・「授業評価アンケート」を実施し、その結果をFDにおいて活用する。【前・後期 各1回】

2 研究の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 研究の方向性及び水準

- ・高崎市や地元企業等と情報交換や連携について協議を進める。
- ・学部教育用図書購入の選書方法を検討する。
- ・学内競争的研究費の配分基準を策定する。

(2) 研究の実施体制

- ・本年度の大学として重点研究テーマの設定をする。【1件】
- ・学外の競争的研究費の公募情報を収集し、時機を得た学内周知を行う。
- ・研究推進担当職員向け研修の受講を促進し、競争的資金獲得のためのスキルアップを図る。
- ・受託研究等を受け入れるための規程等を整備し、体制づくりを行う。
- ・電子ジャーナルの充実を図るための検討を行う。
- ・他大学における多様な任用制度について情報収集を行う。

(3) 研究成果の公表、発信並びに評価及び利活用

- ・研究計画の作成、研究の実施、研究成果報告に係る制度を構築する。
- ・自己点検・評価の項目を整理し、実施する。
- ・大学評価等の評価結果に基づく改善に着手する。
- ・教員の地域・社会貢献評価のあり方について検討を開始する。
- ・専任教員の研究業績等をホームページに掲載する。

II 学生支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 学習支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ・図書館ガイダンスを充実する。
- ・オフィス・アワー、フレッシュマン・アドバイザー等の充実により、教員と学生とのコミュニケーションの機会を増やす。
- ・窓口担当職員の相談指導能力を向上させるため、SD（スタッフ・ディベロップメント）等の実施や研修会へ派遣を行う。

- ・各学部において、就学不適合者、成績不良者や留年者の発生原因と対策を検討する。
- ・T A（ティーチング・アシスタント）制度の課題を整理する。

2 学生生活支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 経済的支援

- ・東日本大震災で被災した学生への経済的支援を実施する。
- ・学生が利用できる奨学金制度の調査を実施する。

(2) 心身の健康相談

- ・「気がかりな学生アンケート」等を活用し、教職員が一体となって対応する。
- ・FDやSDの一環として、学生の心身の健康相談等への理解を深めるための研修を実施する。【FD、SD 各1回】
- ・専門カウンセラーを増員し、学生へのカウンセリング時間を増やす。【週あたり10時間増】

(3) 各種ハラスメント相談

- ・ガイダンス等によりハラスメント相談についての周知を図る。

(4) 生活相談等

- ・学生団体連絡協議会所属の団体に対する支援策を検討する。
- ・「学生生活実態アンケート調査」を実施し、学生の要望を把握する。【1回】
- ・学生団体との連絡調整を緊密に行い、学生の要望を把握する。【8回以上】
- ・留学生生活支援のためのチューター制度の活用を図る。
- ・留学生サービスプログラムの現状を把握し、課題について検討する。
- ・留学生の賃貸住宅入居時の保証人のあり方について検討する。

3 学生団体の支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ・学生団体連絡協議会所属の団体に対する支援策を検討する。（再掲Ⅱ2（4））

4 キャリア支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ・キャリア支援担当職員の専門性を高めるための研修等を実施する。【2回】
- ・キャリア支援のためのガイダンス、セミナーの実施回数を増やす。【現在5回→7回以上】
- ・キャリア支援センターにおいて、企業訪問及び合同企業情報交換会を実施する。
- ・インターンシップの事前ガイダンスを実施する。【1回】
- ・同窓会と連携してキャリア支援対策を実施する。
- ・既卒者向け求人票等の情報を整備し、提供をする。
- ・ハローワーク、ジョブカフェぐんまと連携して若者就職支援事業の実施について、検討する。

- ・公務員養成セミナーの見直しを行う。
- ・国際的に活躍できる人材育成のためTOEIC対策講習会を実施する。【上級、中級、初級 各5日、15コマ】（再掲I1（2））

Ⅲ 地域・社会貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 地域貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置

（1）地域社会への貢献、市民への知の還元

- ・公開シンポジウムを開催し、東日本大震災後の本学や研究者、学生等の取り組みを発表し参加者とともに考察する。
- ・高崎市公民館と連携し、産業研究所所員による公開講座を実施する。【5回以上】
- ・ラジオゼミナール（ラジオ高崎）を通じ、教員の研究内容を発表する。
- ・住民の生涯学習に関するニーズを把握し、それに適応した公開講座等とするよう検討を開始する。

（2）高崎市との連携、産学官連携

- ・高崎市教育委員会と包括的協定を締結する。
- ・高崎市や地元企業等と情報交換や連携について協議を進める。（再掲I2（1））

2 社会貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置

（1）国、地方公共団体等との連携

- ・地域政策研究センターによる、自治体・各種団体職員のための地域政策セミナーを開催する。【1回】
- ・審議会の委員等に就任し、国や地方公共団体に貢献する。
- ・国、地方公共団体等との連携成果について、ホームページで公開する。

（2）大学間連携

- ・政策研究大学院大学との連携を継続する。

（3）産業界との連携

- ・商工会議所等の経済諸団体と連携について協議する。

（4）知の拠点化・組織化

- ・知の拠点としての役割を果たすため、必要な規程類を整備し、体制を整える。

3 国際貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ・国外の提携校との交流のあり方を検討する。

4 高大連携に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ・高崎市教育委員会及び高崎経済大学附属高等学校との協議を通じ、支援策の整理・検討を行う。

- ・「高大コラボゼミ」を継続・実施する。【7回】
- ・大学訪問の受入れ、模擬授業を実施する。

IV 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制・手法に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 全学的な経営戦略の確立

- ・理事長、学長、副学長及び事務局長による定期会議を実施する。

(2) 学生の声を反映した業務運営

- ・「学生生活実態アンケート調査」をふまえ業務改善に取り組む。

(3) 開かれた運営

- ・大学基準協会の評価結果をもとに、改善を進める。
- ・自己点検・評価を実施し、公表する。

(4) 内部監査機能

- ・監査計画の策定などにより、監事による厳正な監査を実施する。
- ・公認会計士による会計監査を実施する。

2 教育研究組織の充実・改革に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ・全学的なFDの年間計画を策定するとともに、学部、研究科においても独自のFDを実施する。【全学5回、学部、研究科各1回】(再掲I1(4))
- ・専任教員の採用計画に基づき募集を行う。(再掲I1(4))

3 人事の適正化に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ・プロパー職員の計画的採用の2年度目として、資質の高い職員の確保を図る。
- ・他大学等における任期付教職員制度について調査する。

4 事務の効率化・合理化に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ・公立大学協会等が実施する研修会に、職員が参加する。【3回以上、5人以上】
- ・標準化促進のため、業務マニュアル作成に着手する。
- ・効果的な情報の共有化、集約化に向けた仕組みを強化する。

V 財務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部資金の獲得、自己収入の増加に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ・外部研究資金獲得のための研修を行う。
- ・専任教員の研究業績をホームページに掲載する。(再掲I2(3))
- ・オープンキャンパス開催の周知方法を多様化する。

2 経費の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ・外部委託可能な業務の検討を行う。
- ・節電対策の実施について具体策を取りまとめ全学的に取り組む。

3 資産の管理運用に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ・共用の設備機器等の活用を図る。
- ・施設備品等の貸出制度を整備する。

VI 自己点検及び自己評価並びに情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己点検・自己評価に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ・大学評価等の評価結果に基づく改善に着手する。(再掲 I 2 (3))

2 情報公開の推進及び個人情報の保護並びに広報活動に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ・中期目標、中期計画、年度計画をホームページで公表する。
- ・理事会、教育研究審議会、経営審議会の議事概要をホームページで公表する。
- ・情報公開の仕組みや個人情報の管理等についての制度を整備する。
- ・広報関連業務を見直し、広報戦略の策定と年間計画を策定する。
- ・公立大学協会と連携して、効果的な情報発信を行う。

VII その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

1 施設の整備、維持管理に関する目標を達成するための措置

- ・キャンパス整備の基本方向について全学的協議を開始する。
- ・旧耐震基準で建築された建物の耐震診断を実施する。

2 安全管理等に関する目標を達成するための措置

- ・産業医を指定するとともに、衛生委員を設置する。
- ・情報セキュリティポリシーの見直しと、職員研修を行う。
- ・危機対応マニュアルの策定を行う。
- ・防災訓練を実施する。

3 コンプライアンスの推進に関する目標を達成するための措置

- ・教職員研修を実施する。【1回】

4 人権尊重に関する目標を達成するための措置

- ・教職員研修を実施する。【1回】

5 環境負荷軽減に関する目標を達成するための措置

- ・「環境方針」を策定する。
- ・省エネ対策に、全学的に取り組む。

6 後援会、同窓会との連携に関する目標を達成するための措置

- ・同窓会と連携してキャリア支援対策を実施する。(再掲 II 4)
- ・ホームカミングデイ実施の検討を開始する。

Ⅷ 予算、収支計画及び資金計画

1 予算（平成23年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	4 4 2
授業料等収入	2, 6 0 8
受託研究等収入	0
補助金	1 7
その他収入	2 0
計	3, 0 8 7
支出	
教育費	5 5 0
研究費	7 6
教育研究支援費	3 7 2
人件費	1, 8 2 9
一般管理費	2 6 0
施設整備費	0
受託研究等経費	0
計	3, 0 8 7

2 収支計画 (平成23年度)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	3,091
經常費用	3,088
業務費	2,549
教育経費	382
研究経費	76
教育研究支援経費	262
受託研究等経費	0
人件費	1,829
一般管理費	260
財務費用	3
減価償却費	276
臨時損失	3
収入の部	3,091
經常収益	3,088
運営費交付金収益	278
授業料収益	2,202
入学金収益	180
検定料収益	115
受託研究等収益	0
財務収益	0
雑益	37
資産見返負債戻入	276
資産見返運営費交付金等戻入	274
資産見返物品受贈額戻入	2
臨時利益	3
純利益	0

3 資金計画（平成23年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	2, 8 0 9
投資活動による支出	1
財務活動による支出	2 7 7
翌年度への繰越金	0
資金収入	
業務活動による収入	3, 0 8 7
運営費交付金	4 4 2
授業料収入	2, 2 0 2
入学金収入	2 9 1
検定料収入	1 1 5
受託研究等収入	0
雑入	3 7
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	0

IX 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

3億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることを想定する。

X 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

XI 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合には、教育研究の質の向上並びに学生支援、組織運営及び施設設備の充実に充てる。

XII その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1 積立金の使途

なし

2 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし